

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の納税の猶予制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の納付が困難な人は「徴収の猶予制度」または「申請による換価の猶予制度」を利用することができます。

＊「徴収猶予の特例制度」を利用した人で、引き続き市税の納付が困難な場合は、申請することで納税の猶予が受けられます

①徴収の猶予制度

■**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、次のいずれかに該当し、市税を一時に納付または納入することが困難な人
▶感染者が発生した施設で消毒作業のため備品を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合▶本人または家族が病気になった場合▶事業を廃止または休止した場合▶事業に著しい損失を受けた場合

②申請による換価の猶予制度

■**対象** 市税を一時に納付または納入することが困難な人

①②共通

■**対象となる市税** ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税

■**納税の猶予期間** 1年間

※やむを得ない理由があると認められた場合は、最大で2年間

■**申請期限** 税の種類ごとに定められている納期限

■**延滞金** 2分の1または全額を免除

■**申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601花城町9-30)へ郵送で提出してください。

＊e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは、市ホームページで紹介しています



市ホームページ
QRコード

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)



生涯学習「市民講座」を受講しませんか

本年度も多彩な内容で幅広く学ぶことができる市民講座を開講します。これから何かを始めてみたい人にお薦めの講座も予定しています。新たな出会いと学びの楽しさを実感してみませんか。

- 対象** 市民(継続して受講できる人)
- 会場** まなび学園ほか
- 定員** 各講座20人程度(抽選)
- 受講料** 無料(保険料、材料代などは自己負担)
- 問い合わせ** まなび学園(☎23-4234)本館生涯学習課(☎41-3587)



①②③ 昨年度実施された市民講座の様子①コーヒの淹れ方教室の様子②トールペイントを体験している様子③庭木の手入れ教室の様子

講座名	テーマ	開催時期	募集開始予定
1 DAY LESSON はじめてのDIY教室	手軽に始められる簡単DIYを学んでみよう	5～6月(全3回)	4月15日
はなまき暮らし部	クラフト体験などを通じて花巻を楽しもう	5～8月(全4回)	5月1日
初めての方でも安心 プチ講座シリーズ	誰でも簡単にできる〇〇を体験してみよう	6～9月(全6回)	5月15日
庭木の手入れ教室	家庭に「緑の癒し」を取り入れよう	7～10月(全4回)	6月1日

＊上記予定は変更になる場合があります。この他に実施する講座も含め、詳しくは今後発行する広報はなまきや市ホームページなどで随時お知らせします

アイコンの説明: お知らせ、学び、催し、保健、募集

対象期間
4月30日まで

花巻市雇用安定助成金 対象期間を延長します



市では、国の雇用調整助成金に上乗せ補助を行う「花巻市雇用安定助成金」を実施。2月28日までとしていた助成対象期間を4月30日まで延長し、市内事業所における労働者の雇用維持を支援します。

- 対象** 国の雇用調整助成金対象事業者で助成率が10分の10とならない市内事業者
 - 助成率** 中小企業・大企業…10分の1
 - 助成金額** 国の雇用調整助成金対象額の10分の1(1人日額上限925円)
 - 助成対象期間** 令和2年4月1日～3年4月30日
- ※賃金支払対象期間が1日でも助成対象期間

内に含まれる場合は、当該賃金も対象となります(令和2年4月1日以降に限る)

- 申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、
▶国の雇用調整助成金支給申請書▶同支給決定通知書▶同助成額算定書一の写しなどを添えて、下記へ提出

＊申請様式などは、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

【問い合わせ・申請】本館商工労政課(☎41-3536)

国の雇用調整助成金の概要

国では、事業者の皆さんに従業員の雇用を維持してもらうことを目的に「雇用調整助成金」を実施。2月28日までとしていた助成対象期間を4月30日まで延長しています。

※**雇用調整助成金**とは…事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一次的に休業などを行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金などの一部を支援するものです

- 対象** 売上高などが前年同月比で5%以上減少し、雇用調整を行っている事業主
- ※従業員の休業を実施し、休業手当などを支払っている必要があります
- 限度額** 1人日額15,000円
- 助成対象期間** 2年4月1日～3年4月30日

- 助成額(率)** 休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額(助成率は下表のとおり)

区分	中小企業	大企業(※)
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	5分の4	3分の2(5分の4)
上記のうち1月8日以降に解雇などをしなかった事業主	10分の10	4分の3(10分の10)
教育訓練を実施したときの加算(一定の要件があります)	2,400円	1,800円

＊売り上げなどが前年または前々年同期と比べ、3カ月平均値で30%以上減少した大企業は、かつこ内の助成率を適用

- 相談窓口** ハローワーク花巻雇用調整助成金担当(☎23-5118)

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)



運転免許証を自主返納した65歳以上の人へ バス・タクシー助成券を交付します

【問い合わせ】市民生活総合相談センター(☎41-3551)

- 対象** 次の①～③を全て満たす人
①平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人②免許証返納時、65歳以上の人③免許証返納時および助成券申請時に市内に住所がある人
- 交付する助成券** 10,000円(1人1回、本人の利用に限る)
- 利用できる交通機関** 市内に発着地のある路線

バス(高速バスを除く)、予約応答型乗合交通、花巻地区タクシー業協同組合に加入しているタクシー、市内に事業所のあるタクシー

- 利用期限** 交付日の属する年度の翌年度末日
- 申請方法** 県公安委員会から交付される「申請による運転免許の取消通知書」と印鑑をお持ちの上、新館市民生活総合相談センターまたは各総合支所市民サービス課へ